

**目標設定型排出量取引制度における
検証機関登録申請ガイドライン
(主な改正点)**

No	ページ	項目	改正内容
1	P16～20	第2部第3章 検証主任者の登録要件 1 業務経験	・ 検証主任者の登録の要件となる業務に、環境省が実施する「工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT 事業）」を追加
2	P25～33	第3部第1章 検証機関の登録申請手続 1 新規登録申請・更新登録申請 2 検証機関の登録事項の変更に伴う届出 3 全部又は一部（特定の登録区分、営業所等）の休止又は廃止に伴う届出 4 廃業等に伴う届出 5 検証業務規程に関する届出	・ 提出物は原則電子メールによる提出とする ・ 「登記事項証明書」及び「住民票の写し」について、写しの提出を可とする ・ 「登記事項証明書」について、申請日より6月以内に発行されたものを認める。
3	P33～35	第3部第2章 検証主任者の登録申請手続 1 新規登録申請・更新登録申請	・ 提出物は一部を除き原則電子メールによる提出とする